

《注意事項》

1. 輸出血統証明書発行申請について

輸出血統証明書は、本会の登録犬を国外に輸出する場合に申請することができます。

2. 提出書類

● **当該犬の血統証明書**（輸入犬登録証明書をお持ちの場合は、出生国で発行された輸出血統証明書も必要です。）

● **本申請書**

(1) 表面の記入欄「①」、「②」をご記入ください。

(2) マイクロチップのバーコードを貼付してください。

※ バーコードが無い場合は、獣医師によるマイクロチップ実施証明書のコピーを添付してください。

※ タトゥーの記載を希望する場合は、本会のタトゥー監理委員が発行する実施証明書のコピーを添付してください。

※ 血統証明書にマイクロチップまたはタトゥーが記載されている場合は、バーコード貼付または実施証明書コピーの添付は不要です。

3. 発行料金[2019年7月1日現在]

● 7,500円

4. 国内指定団体登録犬の輸出について

(1) 本会へ切替登録がお済みでない場合は、輸出前の国内所有者による初代アペンディクス登録申請が必要です。（輸出同時申請可）

(2) 初代アペンディクス登録の詳細につきましては、本会ホームページ、ガゼットまたは当該申請書の注意事項をご確認ください。

(3) アペンディクス登録犬は、一部のFCI非加盟団体（AKC（アメリカ）等）に登録することはできません。詳細につきましては、相手国KCへご確認ください。

(4) 「秋田犬保存会」、「日本犬保存会」からの切替登録犬の場合は、輸出申請犬及び全ての祖先犬名・犬舎名にフリガナを付けてください。犬名は全て英字表記となりますので、フリガナのご記入の無い場合は本会一任となります。（※英字はへボン式表記となります。）

5. 一時的に出国する場合

(1) 公認団体の展覧会等へ出陳する場合については、相手国KCの状況により、国内血統証明書のままでの遠征や、国内所有者のままでの輸出血統証明書が認められる場合があります。輸出血統証明書が必要かどうかについては、相手国KCの出陳条件をご確認ください。

(2) 牝犬を国外で交配させ、妊娠した状態で帰国し日本国内で出産させる場合（持込腹）については、輸出血統証明書発行の必要はありません。

6. 輸出犬が帰国した場合

輸出血統証明書を発行した輸出犬が帰国した場合は、国内用の血統証明書へ戻す手続き（リターン犬申請）が必要となります。手続きにつきましては、国外ケネルクラブへの登録状況等によって必要書類や申請料金が異なりますので、登録課（TEL 03-3251-1653）までお問い合わせください。

輸出血統証明書発行申請書

JAPAN KENNEL CLUB
一般社団法人 ジャパン ケネル クラブ

〒101-8552 東京都千代田区神田須田町1-5
☎ 03-3251-1653

※ 裏面の注意事項をご確認の上、下記の①、②をご記入ください。

①輸出申請犬に関する記入欄

犬種			
犬名・犬舎名			
フリガナ (日本犬のみ)	※ 他団体切替犬の場合、犬名と犬舎名を記入してください。記入が無いものは本会一任となります。		
登録番号		マイクロチップ番号(手書不可)	
輸出日	※ 血統書に記載されますので必ずご記入ください。 年 月 日	※ 血統書に記載登録されている場合は不要	
輸出国		バーコード貼付欄	
輸出血統証明書 返送先	氏名		
	住所		
申請取扱者	氏名	会員番号	
	住所		

②「A」、「B」、「C」の該当するいずれかをご記入ください。

A 国外居住者に登録犬を譲渡する場合に記入してください。			
申請者 (輸出前の所有者)	氏名		会員番号
	住所		
新所有者 (輸出後の所有者)	氏名	<input type="checkbox"/> Mr. / <input type="checkbox"/> Ms. / <input type="checkbox"/> Mrs. ※ 英字アルファベットでご記入ください。 ※ 複数名による登録はできません。	
	住所	郵便番号: 国:	
B 日本国内所有者が、所有犬と共に国外へ転居する場合に記入してください。			
申請者 (所有者)	氏名		会員番号
旧住所			
新住所			
C 展覧会に出陳するため国内所有者のまま一時的に出国することが相手国KCIにより認められている場合に記入してください。			
申請者 (所有者)	氏名		会員番号
	住所		